平成２１年（フ）第８９号
大分県日田市竹田新町１番30号　エトス若宮103号
債務者　秋月　強美
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第９０号
大分県日田市上津江町川原1369番地10都留特公賃住宅９号
債務者　渡邉　美紀
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第９７号
大分県日田市亀川町353―11
債務者　秋月　智将
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第１００号
大分県日田市大字石井285番地23
債務者　長谷部小夜子
1　決定年月日時　平成22年１月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２１年（フ）第８７号
鹿児島県指宿市東方8780番地　県営新田ふれあい団地１―117
債務者　湯之上ひとみ
1　決定年月日時　平成22年１月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月26日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２２年（フ）第１０号
北海道苫小牧市青葉町１丁目５番２―303号
債務者　坂元由佳理
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２２年（フ）第２号
岩手県遠野市松崎町白岩15地割15番地５
債務者　小水内和正
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
盛岡地方裁判所遠野支部破産再生係

平成２２年（フ）第３９号
宮城県多賀城市下馬３丁目18番１号　ファミーユ大江101号
債務者　安達　吉晴
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
宮城県宮城郡松島町高城字水溜下18番地の１町営住宅高城団地424号
債務者　丹野　チヱ
1　決定年月日時　平成22年１月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第２号
宮城県柴田郡川崎町大字小野字町69番地17
債務者　小野　安正
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第３号
宮城県柴田郡川崎町大字小野字町69番地17
債務者　小野　信子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第４号
宮城県柴田郡柴田町船岡字土手内２丁目１―28―201、住民票上の住所宮城県白石市福岡蔵本字滝ノ上３番地
債務者　片田千加子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第６号
宮城県柴田郡川崎町大字今宿字湯坪２番地１
債務者　大和　綾子（旧姓渡辺）
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１０号
宮城県刈田郡蔵王町大字円田字入山30番地４
債務者　佐藤とし子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
仙台地方裁判所大河原支部

平成２１年（フ）第４９５号
秋田市桜ガ丘１丁目14番地１
債務者　仁部　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第５１０号
秋田市桜ガ丘２丁目13番地18
債務者　大矢美裕紀
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６号
秋田市河辺北野田高屋字上前田表81番地10
債務者　小室　秀人
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１３号
秋田県男鹿市北浦入道崎字嶋畑１番地
債務者　鎌田ゆかり
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１４号
秋田市浜田字出小屋41番地
債務者　石黒　廣美
1　決定年月日時　平成22年１月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月29日まで
秋田地方裁判所民事第２部